

【令和3年10月28日更新版】

【令和3年10月22日作成版】

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第15弾）

申請時によくあるお問い合わせ



- Q 1** 確定申告書類の控えに税務署の收受日付印が押印されておらず、e-Taxの受信通知（メール詳細）もありません。売上高方式（下限額以外）や売上高減少額方式で申請できますか。
- A 1** 確定申告書類の年の「納税証明書（その2所得金額用）」を併せて提出してください。
- Q 2** 時短要請期間中に新規開店した店舗は協力金の対象となりますか。
- A 2** 通常の営業時間など交付要件を全て満たしていることが確認できれば協力金の対象となりますが、実態を確認するために、追加の資料の提出を求められることがあります。なお、1日当たりの協力金の額は下限額となります。（新規開店特例を適用せずに申請してください。）
- Q 3** 店舗内での飲食以外に売上がありますが、その売上も売上高に含めて申請してもよいですか。
- A 3** 営業時間短縮要請の対象となっていない、店舗内の飲食以外の売上は、原則として除外して申請してください。ただし、その売上が飲食業に付随するもの（例：玩具や土産物の物品販売、テイクアウト等）のうち小規模のものである場合（店舗内の飲食売上合計金額より少ない売上高）や、飲食物の提供を行わなければ単独では成立しがたいものである場合（例：カラオケスナックのカラオケ代）等により、店舗内の飲食と切り離して単独で行うことが困難であり、営業時間短縮要請等の影響を必然的に受ける場合は、申請の売上高に含めていただいても構いません。
- Q 4** 飲食部門とそれ以外の部門と併せてサービスを提供していることから、飲食部門とそれ以外の部門を区分して売上帳等に記帳することができません。どのように飲食部門の売上高を計算すればよいですか。
- A 4** 提供するサービスの性質上、売上帳等に飲食部門を区分して計上することが困難な場合に限り、原則として令和元年又は令和2年の10月における1週間分のレシートや伝票等により、店舗全体の売上高から飲食部門の売

上高の割合を計算し、店舗の月別の売上高から飲食部門の売上高を算出することを認めます。

Q 5 大企業ですが、新規開店特例で申請できますか。

A 5 新規開店特例での申請も可能です。なお、電子申請も可能です。

Q 6 交付申請額算定シートに売上高等を入力した結果、1日当たりの交付申請額に千円の単位が出てきましたが、申請書の交付申請額の欄にはどのように記入すればよいですか。

A 6 申請書の交付申請額の欄は「万円」単位となっていますので、千円の単位を記入する際には、小数点を用いて記入してください。例として、交付申請額算定シートの1日当たりの交付申請額の欄に「45,000円」と表示されている場合には、申請書には「4.5万円」と記入してください。

Q 7 新規開店特例等の特例制度を適用できる条件の店舗ですが、交付申請額を算定したところ、売上高方式（下限額）となりました。この場合、売上高等を確認できる書類や、特例制度の適用に必要な書類とされている特例適用申出書等の提出は必要ですか。

A 7 新規開店特例等の特例制度を適用できる条件の店舗の場合でも、交付申請額が売上高方式（下限額）となる場合には、通常の売上高方式（下限額）での申請と同様に売上高等を確認できる書類や特例適用申出書等の提出は不要です。

特例制度を適用して申請した場合、審査にお時間をいただくことになるので、特例制度を適用せずに申請してください。

Q 8 【電子申請の場合】マスク飲食実施店の認証を申請しましたが、9月30日以前に現地確認があり、10月2日以降にマスク飲食実施店の認証を受けました。「10月2日以降に認証を受けた」として申請しますが、システム上9月中の「現地確認日」が選択できません。【令和3年10月28日更新】

A 8 現地確認日については、システム上9月30日以前の入力ができませんので、便宜的に、「10月1日」と入力してください。